

議案第 86 号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部改正について

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

市の執行機関がその業務について調停、審査、審議又は調査等を行う機関として設置する附属機関に関して整理するとともに、所要の改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

勝山市附属機関の設置に関する条例(平成25年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条・第3条関係)				別表(第2条・第3条関係)			
執行 機関	附属機関	任務	委員の 定数	執行 機関	附属機関	任務	委員の定 数
市長	(略)			市長	(略)		
	<u>わがまち助成事業審査 会</u>	<u>勝山市が定めるわがまち助成 事業に関する補助金の交付の 適否について審査すること。</u>	<u>40人以 内</u>		(削る)	(略)	
	(略)				(略)		
	<u>勝山市立保育園の民営 化等に関する審議会</u>	<u>勝山市立保育園の民営化等の 運営に関すること。</u>	<u>8人以内</u>		<u>勝山市立保育園のあり 方検討委員会</u>	<u>保育園の設置・運営のあり方</u>	<u>10人以内</u>
	(略)				(略)		
<u>勝山市予防接種事故調 査会</u>	<u>勝山市が実施した予防接種に 関連して発生した事故につい て、その原因及び責任の所在を</u>	<u>5人</u>	<u>勝山市予防接種健康被 害調査会</u>	<u>勝山市が実施した予防接種 に関連して発生した健康被 害について、適正かつ円滑な</u>	<u>5人</u>		

		明らかにするとともに、災害補償並びに諸措置の内容について審議し、適切な事故処理を図ること。			処理を図るため医学的な見地から調査及び審議を行う。	
	(略)			(略)		
	勝山市集落鳥獣被害対策モデル事業支援委員会	(1) 勝山市が定める集落鳥獣被害対策モデル事業の交付の適否について審査すること。 (2) 集落鳥獣対策モデル事業に対する技術的及び行政的な支援を行うこと。	5人	(削る)		
	(略)			(略)		
	(新設)			勝山市史編さん審議会	勝山市史の編さん及び刊行を行うため、必要な調査研究及び審議を行うこと。	10人以内
教育委員会	(略)			(略)		
	勝山市史編さん審議会	勝山市史の編さん及び刊行を行うため、必要な調査研究及び審議を行うこと。	10人以内	(削る)		
	(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。